

かいてき 便り

平成 20 年 4 月 1 日発行

第45号

最近の動向

「東京都介護給付適正化プログラム」を策定しました。
「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました。」

お知らせ

「指定更新通知書を送りました」
「指定更新申請書を送りました」
「居宅介護支援事業所の管理者の方、介護支援専門員の方へ」

「東京都介護給付適正化プログラム」を策定しました

最近の動向

東京都及び区市町村(保険者)の取組目標を体系的に整理し、東京都と保険者が一体となって介護給付適正化の取組を推進するため、東京都は、「東京都介護給付適正化プログラム」を策定しました。

主な内容は次のとおりです。

「東京都介護給付適正化プログラム」の策定について

1 介護給付適正化の基本的考え方

介護給付適正化の基本は、介護サービスを必要とする人(受給者)を適正に認定した上で適切なケアマネジメントにより受給者が真に必要とするサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供するよう促すことです。

2 介護給付適正化の目的

不適切なサービス提供を見直すことにより、妥当な保険料水準を維持しつつ介護保険制度を持続することを目指します。

事業者に対する指導・研修を充実し、適正な事業運営、適正な介護報酬請求を促進します。不正を行った事業者に対しては、指定取消等の処分も含め厳正たる態度で臨みます。これにより、適切な介護サービスを確認し、介護保険制度に対する信頼感を高めます。

東京都における介護給付の現状

高齢者人口・高齢化率、要介護等認定者数・出現率、介護保険サービス利用者数、介護給付費、第1号被保険者の介護保険料についてグラフ等で示しています。

介護給付適正化事業の実施状況

平成 15～16 年度に設置した「東京都保険者機能強化検討会」について記載しています。

平成 19 年度に、都内の全保険者が、介護給付適正化事業を実施しています。

東京都及び都内保険者の現状や課題について、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化、被保険者への説明の充実の項目ごとに記載しています。

介護給付適正化に向けた今後の取組

「住宅改修等の点検」と「介護給付費通知」を平成 22 年度までに都内全保険者が実施することを目標としています。

都内保険者、東京都及び東京都国保連合会の取組目標・内容を記載しています。

東京都が実施する平成 20 年度新規事業として、介護認定審査会運営適正化研修事業、介護支援専門員活動支援事業、住宅改修の訪問調査に関する研修会、「指導検査ニュース」(仮称)、介護保険適正化推進事業を記載しています。

都内保険者における介護給付適正化の取組事例

保険者が介護給付適正化に向けた取組を推進する際の参考として、25 保険者の 44 事例を紹介しています。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03 - 5320 - 4595

社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

最近の動向

さる3月3日、社会保障審議会第49回介護給付費分科会が開催され、介護療養型老人保健施設における介護報酬等の見直しについて諮問・了承されました。改正内容の主な点は、以下のとおりです。

1) 次の施設基準を満たし夜間対応に要する看護職員を確保すること等の要件を満たす介護療養型老人保健施設について、新たな施設サービス費を創設する。平成18年7月1日から平成24年3月31日までの間に療養病床を転換して開設した介護老人保健施設 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、医療機関から入所した者の割合と家庭から入所した者の割合の差が35%以上であることが標準 算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち)経管栄養又は喀痰吸引を実施している者の割合が15%以上又は)「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が20%以上。

2) 介護療養型老人保健施設の療養室の面積基準について、一定要件下で経過措置(6.4㎡以上/床)を延長する。

3) 経過型介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る)について、看護職員配置基準が異なる新たな施設サービス費を創設する。また、ユニット型の施設サービス費を創設する。

4) 1)及び3)について、短期入所療養介護(介護給付・予防給付)において同様の見直しを行う。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4595

指定更新通知書を発送しました

お知らせ

平成12年、平成13年、平成14年4月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新通知書を3月下旬に事業所宛に発送しました。

なお、更新申請書を提出した事業所で、更新申請の取下げを希望する場合は、廃止届の提出及び更新の取下げ手続が必要です。詳しくは下記にお問い合わせください。

指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成12年、平成13年、平成14年10月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を3月下旬に発送しました。提出期限は、**平成20年4月30日**です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年3月18日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

居宅介護支援事業所の管理者の方、介護支援専門員の方へ

お知らせ

平成18年4月1日より介護支援専門員証の更新制度が導入され、介護支援専門員として業務に従事するためには更新に必要な研修を受講し、5年ごとに介護支援専門員証を更新することが必要になっています。

居宅介護支援事業所の管理者の方、介護支援専門員の方はご自身の研修受講状況及び介護支援専門員証の有効期間満了日を、再度確認し、引き続き業務に就く場合は、必ず更新の手続きを行うよう、重ねて願います。なお、更新手続に関するご案内は有効期間満了日の属する月の3ヶ月前の初旬に(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団(03-5206-8735)より名簿登録住所あてに送付します。**住所変更がある場合は必ず住所変更手続をして下さい。**手続の詳細はホームページにも掲載しています。

更新手続 (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shikaku/koushinkaisi/index.html>)

住所変更手続 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku/)

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4279